

オスプレイの 飛来をやめろ!

厚木爆同

【発行】
 厚木基地爆音防止期成同盟
 発行責任者 大波修二
 事務所 大和市桜森3-5-3
 フォント1F
 TEL 046-240-7450
 FAX 046-261-5615
 bakudou@kanagawa.email.ne.jp

墜落・低周波騒音・日米合意違反
市民の生命を脅かすオスプレイ
 厚木爆同副委員長 平岡幸雄

オスプレイは事前に付近住民への説明もなく、とうとう厚木基地に今年七月十五日に一機が飛来し、次いで八月十八日、四機が、さらに十月二十五日に一機、十一月六日に三機が飛来しました。ついに私たちはオスプレイに身近に接する羽目になりました。

そこでこのオスプレイの私たちの生活への影響を考えてみました。私たちは厚木基地に新しく配備される機体をいくつも見てきました。が、今回のオスプレイは従来の常識を超えた危険性をはらむ機体だと言えます。

今口まで各地で事故続発
 オスプレイの開発が始まって以来、今日まで各地で事故が起こっています。第一回目の事故は一九九一年六月、左右に揺れ離陸後エンジンナセルとローターが接地し転覆。二回目は九二年七月、米国内で飛行中エンジンナセルから出火して、機体はポトマック川に墜落七名死亡。三回目は二千年四月夜間演習中墜落、兵員含む十九名死亡。四回目は同年十二月夜間訓練中墜落、四名死亡。五回目は〇九年燃料切れで不時着、草場が燃え機体損傷。六回目は一〇年アフガニスタン南部で着陸に失敗、横転して四名死亡。七回目はモロッコで揚陸艦から離艦後墜落、二名死亡二名重傷。八回目は十二年六月アメリカ・フ

リマゼン。この2年間を振り返ると、国防を優先する安倍政権は多くの国民の反対を押し切って、特定秘密保護法の強行採決や原発再稼働の推進、武器輸出の自由化、集団的自衛権の行使容認に突き進むなど暴走し続けています。憲法改悪と戦争を許さないため、安倍政権を退陣に追い込もう!

衆議院選挙でもはや安倍政権に「NO」

衆議院選挙が12月2日公示、14日投票の日程で行われます。今回の国会解散・総選挙は、憲法改悪をめざし安倍長期政権を狙う政治的打算によるものです。が、これまで国民の声を無視し続けてきた安倍政権に、厳しい「NO」の審判を下さなければなりません。

前代未聞の奇妙な機体構造

ロリダ州南部で墜落五名負傷。何故、事故が多発したのかといえば、オスプレイは構造に無理があり高速で大量輸送できる固定翼機と、狭いところでも任意に離陸できるヘリコプターの機能を一つの機体に持たせたことにあると思います。即ち約十四メートルの長さの水平固定翼の両端に、水平と垂直に向きを変えられるエンジンを取り付け、その先端に直径十・五八メートルのローターをとりつけてあります。このローターが水平飛行の時はプロペラとして機体を水平に推進し、離着陸の時はエンジンが垂直になってローターは地面と水平に回り、ヘリコプターのように垂直方向に機体を上下させます。

広がる恐れ飛行ルート

厚木基地から東富士演習場など各地へ出向くヘリコプターの空路を見てみると、滑走路の延長線上を飛ばすばかりでなく、基地周辺の滑走路の延長線と直角の方向に向きを拡大して飛ぶのが見えます。オスプレイもヘリ・モードで飛べるからと言って、従来のヘリのようには自由に飛ばれたら騒音地帯は相対平野全般に広がります。

機体に自信のなさが垣間見える日米合意―それさえ守らない実際の米軍の運用

このような様々なオスプレイに関する心配からの世論対策でしょう。か、沖縄の普天間に配備するにあたって日米両政府は合意書を結びました。それによると「進入及び出発経路はできる限り、学校や病院を含む人口密集地帯上空を避けるよう設定する。可能な限り水上を飛行する」。モード変換につい

ては「通常米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間をできる限り限定する」。この文言はオスプレイの機体の欠陥を日米両政府とも認識していることを表しています。今まで厚木へ飛来した例では飛行経路、モード変換の位置とも合意が守られていません。十月に飛来した時も基地北側町田市付近上空で固定翼モードからヘリモードへの切り替えが行われ、大和市の西鶴間、上草柳上空をヘリモードで飛んできました。大和市には水上を飛行できるところもありません。

見逃せない低周波騒音の健康への影響

オスプレイによって新たな騒音源が発生するわけですが、特に80ヘルツ以下の低周波騒音発生は健康への被害の恐れがあります。防衛省沖縄防衛局が沖縄県に辺野古への新基地建設に際して提出した「環境評価書(補正後)」に米

国ノースカロライナ州アトランティックでの調査報告の中にMV22オスプレイのエンジンテスト、ホバリング、飛行時の低周波騒音の調査結果が出ています。それによると20ヘルツの音に音圧のピークがあり、エンジンテストの場合、機体から500m離れた所で89・5dB、ホバリング時90dB、飛行時112・9dBと報告されています。これからオスプレイによる低周波騒音の新たな健康被害が発生する恐れがあります。

オートローテーション不能 墜落の危険性の増大

もし上空で突然エンジンが故障したとき、従来のヘリは機体



爆同「平和講座」ひろく

厚木爆同では、会員一人ひとりが爆音被害の原因である「国の安全保障問題」について理解を深めるため、学習活動を強化しています。

2014爆同学習会

10月5日14時より、厚木爆同学習会（大和市生涯学習センター）を開催し、福田護弁護士（第四次厚木訴訟弁護団・神奈川平和運動センター代表）より、「集団的自衛権と基地周辺住民について」と「NHK放送受信料について」



基地問題を学んだ爆同平和講座

の講演が行われました。

「集団的自衛権」については「安倍政権の戦争できる国づくりが急速に進み、今年から来年にかけ正念場を迎える」「集団的自衛権行使の閣議決定は平和主義、国民を権力から守る立憲主義、国民主権に違反する」「より軍事力が強化され爆音被害の増大、基地の拡大・恒久化につながる」などの問題点が話されました。

また「NHK放送受信料問題」については、「放送法に受信料支払いの義務や罰則はない」「不払い全期間の請求をされても5年の時効を主張できる」などの話がされました。

第1回爆同「平和講座」

爆同第1回平和講座を11月16日18時

支部から こんにちは！

大和南一支部

第四次厚木爆音訴訟控訴審の進展が速まると言われています。よく運動で「数は力」と言われますが、今後の運動を考えると爆同会員の拡大が重要と言えます。厚木爆同のような地域住民運動においては、一人ひとりが問題意識を持ち、新聞やテレビ等のマスコミ報道に対し、私たちが平和で安全な生活をするため、どうする

「数は力」会員拡大を

ただの理論を持つよう勉強し、仲間を増やしていかねばなりません。平和で静かな空を取り戻すため、爆同は結成以来54年を経過し、4回の爆音訴訟でいずれも「違法な爆音は受忍限度を超えている」との判決を勝ち取っ

より、大和市生涯学習センターで行いました。講師の中野新弁護士（第四次厚木爆音訴訟弁護団長）より「安保条約と地位協定は相互防衛条約ではなく、米国が必要とする軍事基地を日本に提供させる米国の利益のみを図る条約である」「在日米軍駐留の目的はアメリカ極東戦略上の利便を日本に提供させることにあり、日本防衛を目的とするものではない」「日本の取るべき道は非戦の道を貫き、戦力によらない積極的外交、平和政策の拡大である」「米軍の行動を制約するため第四次厚木爆音訴訟で米軍機の飛行差し止めを勝ち取ろう」と熱の入った講演が行われました。

かを考え行動することが重要です。安倍政権はいま平和憲法を骨抜きにしようとしています。米軍に対し年間三千億円の思いやり予算を国民の税金から捻出し日米軍事強化を推し進めています。こうした安倍政権に反論でき

て来ました。しかし、安倍政権はアメリカに対し「米軍は日本に駐留して下さい」とお願いし、日米安保条約を盾に「地位協定」なる不平等条約を結び、独立国日本とは思えない差別条約を平然と継続しています。これが厚木基地の爆音が無くならない元凶です。

私たちが会員を拡大し、目前に迫った衆議院選挙、来年四月の統一地方選挙において、安倍政権を支持する政党・会派を激減させ、護憲・平和をめざす勢力を拡大する運動をより一層強めなければなりません。（大和南一支部長・矢澤洋二）

基地視察



10月25日、爆同会員39名が参加し「基地視察」を行いました。今回は厚木基

ここが気になる

集団的自衛権 何が変わったか

日米安保における両国の関係は、当初の「友好」から「同盟」「一体化」へと大体20年置きに変わってきました。そして今その集大成として実際に米軍と共に戦うための法改正に向けた集団的自衛権行使容認の閣議決定がありました。主導したのは外務省で、同時に自衛隊の国際貢献で日本の国際的地位を高めたという思惑があります。

集団的自衛権とは、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に対する武力攻撃を事実をもって阻止する権利。つまり「他国防衛」です。

内閣法制局が、戦力不保持をうたっている9条を持ちながら個別的自衛権（自国防衛）を認めてきたのは、同じ憲法の前文にある平和的生存権や13条の幸福追求権を根拠にし、憲法全体としては、さすがに自国（民）防衛は禁じていない、としてきたからです。しかし集団的自衛権については一貫して「その範囲を超えるので行使できない」としてきました。

地と同様に市街地にあり、航空機騒音被害や部品落下事故に悩まされている「米軍横田基地」と「自衛隊入間基地」を視察しました。横田基地では爆音訴訟を闘っている第9次横田基地公害訴訟原告団の福本団長の案内で視察を行いました。その後、硫黄島でのNLP時に後方支援を担う輸送機が配備されている「自衛隊入間基地」の視察も行いました。

今回の閣議決定で問題になったのは「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に（武力が行使できる）」の部分でしょう。この解釈については右からも左からも色々言われているので解り難くなっていますが、「国民の生命や権利が」という表現は、これまで日本が武力攻撃を受けたことを想定して使われてきた言葉です。つまり、今回官邸と外務省に対峙した法制局は「個別的自衛権の範囲内でのみ他国の防衛ができる」と決着させたのです。個別的自衛権自体はこれまでも認められていますし、発動されたこともないですから、実は何も変わっていないことになりました。

個別的自衛権の範囲に絡め取られたことを軽く見ている官邸側は、タブーとされてきた他国防衛の可能性を開いたことに満足し、シーレーン防衛などの法案づくりに意欲をみせています。しかし閣議決定の内容ではそれは無理です。ゴリ押しするであろう政権側に「法の番人」である法制局がどう対応するか見ものです。応援しましょう。

（爆同書記次長・小林正幸）